

民主化闘争情報

No. 855
2012年3月9日
発行 日本鉄道労働組合連合会
(JR連合)

浦和電車区事件刑事裁判の最高裁による上告棄却を受け、東労組組合員である被告7名の一審有罪判決が確定した。東労組は声明で「今後も断固闘い抜く」ことを明らかにするとともに、相も変わらず事件を「えん罪」「国策弾圧」であるなどとして反省するそぶりもない。

会社と組合の板挟みで苦慮するJR東日本の管理者の皆さん！ 東労組に所属し続けることは不誠実の誹りを免れません！

JR東日本は、最高裁の上告棄却を受け、各職場に社長名で以下の書面を掲出した。

社員の皆さんへ

浦和電車区において発生した、元社員7名に係る強要罪刑事事件（いわゆる「浦和電車区事件」）については、すでに一審、二審において有罪判決が下されていましたが、今般、最高裁判所は上告を棄却し、これにより有罪が確定しました。

本件は、職場内において、元社員らが同僚社員に対して強要罪と評価されるような言動を繰り返し、その業務遂行を妨げ、職場秩序を著しく乱すとともに、会社の信用を著しく失墜せしめ、社員として極めて不都合な所為であることから、会社は、一審の有罪判決を踏まえ、既に退職していた1名を除く6名に対し、就業規則に基づき懲戒解雇処分を発令しています。

JR東日本が全社を挙げて取り組んでいる「安全」の確保と「良質な輸送サービス」の提供は、社員が安心して働くことの出来る職場環境があってはじめて実現するものです。その意味で、会社としては、二度とこのような不幸な事件が起きることのないよう「職場規律の確保」に最大限、力を尽くしていきます。社員の皆さんも、この機会に、本判決が持つ意味をよく理解し、職場規律が重要であることを真摯に受け止めて欲しいと思います。

今後とも、お客さまから信頼されるJR東日本となるよう、一丸となって頑張っていきたいと思います。

社 長
清 野 智

東労組は社長名の文書を「事実無根の文書」と主張しています！ 「かんり部会」に属する現場管理者の皆さんはどう思われますか？

この「社員の皆さんへ」の掲出に対して、東労組は、機関紙『緑の風』541号で、「会社も社長名による『社員の皆さんへ』なる事実無根の文書を一斉に貼り出した。会社文書によると職場混乱が現実にあったとして、『職場規律の確保に最大限、力を尽くす』そうである。それでは問うが、いつ・誰が・どのようにして・いかなる職場混乱を起こしたのか具体的事実を持って語っていただこうではないか」と反発している。

東労組が社長名の文書を「事実無根の文書」と主張していることに対して、東労組「かんり部会」に属する管理者の皆さんはどう思っているのでしょうか？

清野社長は文書の中で、「社員の皆さんも、この機会に、本判決が持つ意味をよく理解し、職場規律が重要であることを真摯に受け止めて欲しい」と訴えている。しからば、現場管理者の任務は、社員一人ひとりに「本判決が持つ意味をよく理解させる」ことに尽きるのではないだろうか。東労組は事件を「えん罪」「国策弾圧」だと主張するとともに、被告らは「無罪」であるなどと「本判決が持つ意味」を会社とは真逆に解釈しているが、「かんり部会」の皆さんもまさか同様の認識なのであるだろうか？

もはや、管理者という立場でありながら、一方で会社と相対立する東労組の組合員であるという「二足のわらじ」を履き続けることは欺瞞であるとしか言いようがない。管理者の皆さんが東労組に今後も所属し続けることは不誠実の誹りを免れないのである。